

愛媛県韓

媛 県 発 行 愛

第3033号

平成30年12月4日火曜日 第3033号

		目規	次則	♦
建築基準法施行細則の一部を改正する規則				(建築住宅課)1017
	f	告	示	
知事指定薬物の指定の失効				(薬務衛生課)1020
漁業の免許				(水産課)1020
				(道路維持課)1020
建設業者の許可の取消し				(東予地方局管理課)1020
				(東予地方局四国中央土木事務所)1021
開発行為に関する工事の完了(2件)				(中予地方局建築指導課)1021
道路の区域変更(県道薮ケ市松野線)				(南予地方局管理課)1021
道路の供用開始(")				
	i		令	
愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部	を改正す	する訓令		(建築住宅課)1022

則

規

○愛媛県規則第53号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和25年愛媛県規則第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 īF 前

(工事等取りやめの届出)

受けた建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。) は、当該建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」とい う。)の工事又は仮使用を取りやめたときは、遅滞なく工事等取 りやめ届出書(様式第1号)に交付を受けた許可通知書、承認通 知 書、確 認 済 証 又 は 認 定 通 知 書

を添えて、知事又は建築主事に提出しなければならない。 (道路の位置の指定申請等)

第11条 省令第9条に規定する申請書は 道路の位置の指定(変│**第11条** 省令第9条に規定する申請書は、道路の位置の指定(変 更・廃止)申請書(様式第6号)とし、同条に規定する承諾書 は道路の位置の指定(変更・廃止)承諾書(様式第7号)とす る.

2~5 省略

(許可申請書等の添付書類)

第12条 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定す │ **第12条** 省令第10条の4第1項及び第10条の4の2第1項に規定す る規則で定める図書又は書面は<u>省令</u>第1条の3第1項の表一に 掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以 上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書 及び書面とし、省令第10条の4の2第2項に規定する承諾書は建

(工事等取りやめの届出)

第4条 許可、承認、確認又は認定(以下「許可等」という。)を **│第4条** 許可、承認、確認又は認定(以下「許可等」という。)を 受けた建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。) は、当該建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」とい う。)の工事又は仮使用を取りやめたときは、遅滞なく工事等取 りやめ届出書(様式第1号)に交付を受けた許可通知書、承認通 知書、確認済証又は認定通知書(以下「許可通知書等」とい う。)を添えて、知事又は建築主事に提出しなければならない。 (道路の位置の指定申請等)

> 更・廃止)申請書(様式第6号)とし、同条に規定する承諾書 は、承諾書 __ (様式第7号)とす る.

2~5 省略

(許可申請書等の添付書類)

る規則で定める図書又は書面は、省令第1条の3第1項の表一に 掲げる付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、2面以 上の立面図及び2面以上の断面図その他知事が必要と認める図書 及び書面

とす

築物の敷地と道路との関係の建築認定承諾書(様式第9号)とす る。

2 省略

(公示)

- その旨を公示する。
- (1)~(6) 省略
- (7) 法第52条第1項第7号の規定による区域及び数値を定めたと き。
- (8)~(23) 省略

(意見聴取会の代理人の出頭)

- **第16条** 法第9条第3項(法第10条第4項、第45条第2項、第88条 **|第16条** 法第9条第3項(法第10条第4項、第45条第2項、第88条 第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項にお いて準用する場合を含む。)若しくは第8項(法第10条第4項、 第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2 項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取を行 うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは第48条第16項の 規定により公告した事項に利害関係を有する者(以下「被聴取 者」という。)が、やむを得ない理由により意見聴取会に代理人 を出頭させるときは、あらかじめその理由及び被聴取者との関係 を記載した書面に委任状を添えて知事に提出しなければならな 61.
- 様式第7号(第11条関係) 道路の位置の指定(変更・廃止)承諾 |様式第7号(第11条関係) 承諾書

道路の位置の指定(変更・廃止)承諾書

省略

上記申請の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1 項第5号に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)及び当 該道路を適切に管理することについて、権利者又は管理者と して異議なく承諾します。

<u>区</u> 分	地番	地目	権利の	省略
				省略
				省略
権				省略
<u>利</u> 者				省略
<u> </u>				省略
				省略
箮				省略
理				
煮				

- 注 1 省略
 - 2 不要の文字は、抹消すること。
 - 3 地目欄には、地目(宅地、田等)を記入すること
 - 4 権利の種別欄には、権利の種別(所有権、賃借権等) を記入すること 。

る。

2 省略

(公示)

- **第15条** 知事は、次_____に掲げる場合には、愛媛県報に掲載して **第15条** 知事は、次<u>の各号</u>に掲げる場合には、愛媛県報に掲載して その旨を公示する。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 法第52条第1項第6号の規定による区域及び数値を定めたと *****
 - (8)~(23) 省略

(意見聴取会の代理人の出頭)

第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2項にお いて準用する場合を含む。)若しくは第8項(法第10条第4項、 第88条第1項から第3項まで、第90条第3項及び第90条の2第2 項において準用する場合を含む。)の規定により意見の聴取を行 うことを請求した者又は法第46条第2項若しくは第48条第15項の 規定により公告した事項に利害関係を有する者(以下「被聴取 者」という。)が、やむを得ない理由により意見聴取会に代理人 を出頭させるときは、あらかじめその理由及び被聴取者との関係 を記載した書面に委任状を添えて知事に提出しなければならな 61.

承	諾	書

省略

上記申請の建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1 項第5号に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)_

___について、権利者_____

して異議なく承諾します。

地	番	地	目	権利種	省略
					省略

- 注 1 省略
 - 2 地目欄には、地目(宅地、田等)を記入してくださ 11.
 - 3 権利の種別欄には、権利の種別(所有権、賃借権等) を記入して下さい。

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第9号(第12条関係) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定承諾書

建築物の敷地と道路との関係の建築認定承諾書

申請者 住 所 氏 名

申請に係る敷地の所在地

申請に係る道の所在地

申請者その他の関係者が上記申請に係る道を将来にわたつて通行することについて、権利者又は管理者として異議なく承諾します。

区分	地	番	地	目	権利種	リの 別	承年	月	諾日	住	所	氏	名	印
権利														
者														
管														
理者														

- 注 1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。
 - 2 地目欄には、地目(宅地、田等)を記入すること。
 - 3 権利の種別欄には、権利の種別 (所有権、賃借権等) を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1159号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) N エチル 1 (3 フルオロフェニル)プロパン 2 アミン及びその塩類

- (2) N-エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (3) N フェニル N [1 (2 フェニルエチル) ピペリジン 4 イル] シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日 平成30年11月24日

○愛媛県告示第1160号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成30年12月1日次のように共同漁業を免許した。 平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免 許 の 内 容	漁業権の存続期間
燧共第131号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合	平成30年7月6日付け愛媛県 告示第679号のとおり	平成30年12月 1 日から 平成36年 3 月31日まで
燧共第132号	新居浜市清水町14番98号 新居浜漁業協同組合 外 2 名	平成30年7月6日付け愛媛県 告示第680号のとおり	ıı .

○愛媛県告示第1161号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量 地図情報レベル500

(航空レーザ測量による水部地形測量)

2 作業期間 平成30年8月7日から

10月31日まで

3 作業地域 肱川本川(河口~野村ダム)及び支川の一部

○愛媛県告示第1162号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

		T.		T		I	
許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 27)第15858号	平成27年 12月 5 日	大工建設	山内豊春	今治市石橋町 2 - 4 - 30	平成30年 10月2日	建築工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 27)第14813号	平成28年 2月8日	(有)平和産業	佐野 八重	西条市北条476	平成30年 10月 5 日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 26)第14417号	平成26年 12月20日	(有)斉藤電気工事	斉藤 明	 新居浜市本郷 1 - 12 - 8	平成30年 10月 9 日	電気工事業消防施設工事業	建設業の廃止
(般・特 - 29)第2265号	平成29年 12月12日	㈱桧垣商会	檜垣 雅孝	西条市ひうち 3 - 39	平成30年 10月10日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第16663号	平成27年 4月9日	(株)フキアゲ	阪部ちどり	今治市通町 2 - 3 - 58	平成30年 10月29日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1163号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年12月4日

愛媛県東予地方局長 髙 橋 正 浩

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日平成30年11月26日
- 3 指定道路の位置 四国中央市妻鳥町字西井添1350番1
- 4 指定道路の延長及び幅員
- (1) 延長 18.63メートル
- (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第1164号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成30年12月4日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建(開)第16号 平成30年11月20日	伊予市下吾川字北西原1799番 1 、1800番	伊予市下吾川2045番地 1 株式会社 マミーハウス 代表取締役 相 中 ふじ子

· (1) · (1)

○愛媛県告示第1165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成30年12月4日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建(開)第17号 平成30年11月26日	東温市南方字東森1664番 4	松山市祝谷2丁目1番3号 パストラーレ道後C202号 岩 森 秀 峰 岩 森 奈 穂

○愛媛県告示第1166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	薮ケ市松野線	北宇和郡松野町大字上家地881番 2 から	旧	メートル 65~93	キロメートル 0.027	
宗	多 文グ ロベム まず 糸永	同大字810番 6 まで	新	9 7~22 0	0 .027	

○愛媛県告示第1167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	薮ケ市松野線	北宇和郡松野町大字 同大字810番6まで		ò				平成30年12月4日

訓令

○愛媛県訓令第28号

庁中一般 地 方 局

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成30年12月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
表象	第9(第	4 条関係)					別	表質	9(第	4条関係)			
	知事の権	限に属する土木部関係事務に係る特	定決	表裁事	耳頂				知事の権	権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項			
			決裁区分		}				決裁区分				
組織	事務の	事項	知	専	決	者		組織	事務の	事項知			
名	種 類	→	事	部	局	課		名	種類	事局課			
			7	長	長	長							
建	1 建	1 建築主事及び建築審査会に関す						建	1 建	1 建築主事及び建築審査会に関す			
築	築基	ること。						築	築基	ること。			
住	準法	(1) 省略						住	準法	(1) 省略			
宅	の施	(2) 建築審査会に対する諮問に係						宅	の施	(2) 建築審査会に対する諮問に係			
課	行に	る措置(第3条第1項第3号、						課	行に	る措置(第3条第1項第3号、			
	関す	第 4 号、第12条第 2 項、第 4							関する事	第 4 号、第 1 2 条 第 2 項、第 4			
	る事務	項、第42条第6項、第43条第2							務	項、第42条第 6 項、第43条第 1			
	177	<u>項第2号</u> 、第44条第1項第2							177	項、第44条第 1 項第 2			
		号、第2項、第46条第1項、第								号、第2項、第46条第1項、第			
		47条、第48条第15項、第52条第								47条、第48条第15項、第52条第			
		15項、第53条第7項、第53条の								15項、第53条第7項、第53条の			
		2 第 4 項、第55条第 4 項、第56								2 第 4 項、第55条第 4 項、第56			
		条の2第1項、第57条の4第2								条の2第1項、第57条の4第2			
		項、第59条第5項、第59条の2								項、第59条第5項、第59条の2			
		第2項、第60条の2第7項、第								第2項、第60条の2第7項、第			
		67条の3第10項、第68条第6								67条の3第10項、第68条第6			
		項、第68条の3第5項、第68条								項、第68条の3第5項、第68条			
		の5の3第3項、第68条の7第								の 5 の 3 第 3 項、第68条の 7 第			
		2 項、第 6 項 <u>、第85条第 7 項</u> 、								2項、第6項、			
		第86条第5項、第86条の2第5								第86条第5項、第86条の2第5			
		項)								項)			
		2 省略								2 省略			
		3 建築物の敷地、構造及び建築設								3 建築物の敷地、構造及び建築設			
		備に関すること。								備に関すること。			
		(1)~(8) 省略		$ \cdot $						(1)~(8) 省略			
		(9) 敷地と道路との関係の特例認		П						(9) 敷地と道路との関係の特例許			
		 定及び許可(第43条第2項)								 可(第43条第 1 項)			
		(10) ~ (39) 省略		$\mid \cdot \mid$						(10) ~ (39) 省略			
										A 2 BZ			

	5 仮設興行場等に対する許可(第		_
	85条第6項)		
	6 省略		
	<u>7</u> 省略		
2 ~	21		
省	略		

	5	省略		
	6	省略		
2 ~ 21				
省略				

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

1-3 5C - 1 1 1 1 1 1 1 1 3 7 3 7 1 1 1 1 1 1 1 1								
4.0				決裁区分				
組織	事務の	事 項		専決者				
名	種類	学 块	局長	部	課			
				長	長			
建	1 省略							
築	2 建築基	1~5 省略						
指	準法の施	6 仮設興行場等に対する許可						
導	行に関す	(第85条第3項、第5項)						
課	る事務	7 省略						
	3~18 省							
	略							

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

4 0	事務の		決裁区分					
組織		事項	所	専決者				
名	種類	•	長	課	主			
				長	幹			
用	1~41 省							
地	略							
管	42 建築基	1 ~ 5 省略						
理	準法の施	6 仮設興行場等に対する許可						
課	行に関す	(第85条第3項、第5項)						
	る事務	7 省略						
	43~53 省							
	略							
備考 省略								

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

改 正 前

報

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種 類	事項	決局長	裁区事》部長	
建	1 省略				
築	2 建築基	1~5 省略			
指導	準法の施 行に関す	6 <u>仮設建築物</u> に対する許可 (第85条第3項、第5項)			
課	る事務	7 省略			
	3~18 省				
	略				

別表第7(第4条関係)

別表第5(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

	エバチがが及び住民に高りる手がにかるりたが戦争祭							
4 0				決裁区分				
組織	事務の	事項	所	専決	大者			
名	種類	,	長	課	主			
			į,	長	幹			
用	1~41 省							
地	略							
管	42 建築基	1 ~ 5 省略						
理	準法の施	6 仮設建築物 に対する許可						
課	行に関す	(第85条第3項、第5項)						
	る事務	7 省略						
	43~53 省							
	略							

備考 省略

平成30年12月4日 発行 1023